

福岡県医発第2192号(地)

平成16年 3月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(第3報)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点につきましては、平成16年1月23日付(福岡県医発第1892号)、平成16年2月20日付(福岡県医発第2064号)をもってお送りいたしておりますが、今般、京都府の採卵養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が発生したこと等を踏まえ、厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名により、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛通知がなされた旨、日本医師会より別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会会員等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(地Ⅲ 294)

平成16年3月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について（第3報）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点につきましては、平成16年1月20日付（地Ⅲ250）、平成16年2月13日付（地Ⅲ266）をもってお送りいたしました。

今般、京都府の採卵養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が発生したこと等を踏まえ、厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名により、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

医経発第0227001号
健感発第0227001号
食安監発第0227002号
平成16年2月27日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知：第3報)

高病原性鳥インフルエンザ対策については、その留意点について健感発第0129001号平成16年1月29日付け結核感染症課長通知(以下「旧通知」という)によりお示ししているところであるが、今般、京都府の採卵養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が発生したこと等を踏まえ、同対策の留意点について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

なお、旧通知についてはこれを廃止するとともに、1月26日付けの高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥の処理に従事する者についての感染防御に関するWHOの勧告を添付するので参照されたい。

記

1. 公衆衛生部局(保健所)においては、鶏の異常死の増加、高病原性鳥インフルエンザが発生した施設との疫学的関係が判明した等、畜産部局(家畜保健衛生所)が同疾病の発生が疑われる情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう畜産部局等と緊密な連携を図ること。

また、公衆衛生部局(保健所)において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨の情報を入手した場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、畜産部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

2. 鳥への感染が確認された場合の鳥の殺処理等に従事する者は、医療用マスク（N95推奨）、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御を施すよう徹底するとともに、体調不良者には当該作業に従事させないこと。また、殺処理等の従事者に加え、感染した鳥と接触した養鶏関係者や感染が疑われる期間に食鳥処理場へ鳥が出荷されていた場合に当該食鳥処理場において生体受入れから脱羽までの工程の処理を行う者（食鳥処理衛生管理者を含む。）及び食鳥検査員（以下「食鳥処理関係者」という。）については、健康状態の確認等を確実に行うこと。

3. 今後、食鳥処理場においては感染した鳥が持ち込まれる可能性も否定できないことから、食鳥処理場の食鳥処理関係者については、作業服、マスク及び手袋などの通常の防御措置に加えてゴーグルを装着するよう関係者に徹底されたいこと。

4. 2. に掲げる者にH5N1ウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合には、WHOの勧告を踏まえ、リン酸オセルタミビルによる治療ができる体制を確保すること。

5. 各都道府県においては、地域における感染の蓋然性等を踏まえ、リン酸オセルタミビルの適切な供給の確保に努めるとともに、冬季の災害対策の一環としても、各都道府県の備蓄医薬品リストにこれを追加するよう努められたいこと。

6. 高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥が発生した農場において鳥の殺処理に従事する者は、同疾病への感染により感染者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあることから、インフルエンザの予防接種を受けるようにされたいこと。なお、接種を行う場合は被接種者に対して接種の目的等を十分説明すること。

7. 既に配布済みのQ&Aを活用するなどして、住民に対して正確な情報提供に努めること。なお、Q&Aは、新たな知見の集積等を踏まえて、厚生労働省のホームページ上で逐次更新を行うこととしているので留意されたいこと。

WHO interim recommendations for the protection of persons involved in the mass slaughter of animals potentially infected with highly pathogenic avian influenza viruses

(WHO Regional Office for the Western Pacific, Manila, 26 January 2004)

Avian influenza is a highly contagious disease of birds which is currently epidemic amongst poultry in Asia. Exposure to infected poultry and their feces or dust/soil contaminated with feces) can result in human infection. These recommendations have been developed because human infections have been identified in association with the current poultry epidemic. They will be updated as more information becomes available.

1. Cullers and transporters should be provided with appropriate personal protective equipment:
 - protective clothing, preferably coveralls plus an impermeable apron or surgical gowns with long cuffed sleeves plus an impermeable apron;
 - heavy duty rubber work gloves that may be disinfected
 - N95 respirator masks are preferred¹. Standard well-fitted surgical masks should be used if N95 respirators are not available²
 - goggles;
 - rubber or polyurethane boots that can be disinfected or protective foot covers that can be discarded
2. All persons who have been in close contact with the infected animals should wash their hands frequently with soap and water. Cullers and transporters should disinfect their hands after the operation.
3. Environmental clean up should be carried out in areas of culling, using the same protective measures as above.
4. All persons exposed to infected chickens or to farms under suspicion should be under close monitoring by local health authorities.
 - It is recommended that oseltamivir be readily available for the treatment of suspected H5N1 respiratory infections in cullers and farm workers involved in the mass culling³.
 - They should also be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine to avoid simultaneous infection by human influenza and avian influenza and to minimize the possibility of a re-assortment of the virus's genes⁴.
 - Additional health monitoring of chicken cullers, others involved in the process and their family members should be carried out. These individuals should report any relevant health problems (respiratory complaints, flu-like illnesses or eye infections) to a health care facility. Persons at high risk for severe complications of influenza (e.g. immunocompromised, over 60 years old, or with known chronic heart or lung disease) should avoid working with affected chickens.
5. Serological surveillance of exposed animal workers and veterinarians is encouraged.
6. In liaison with designated laboratories, full blood and post mortem specimens (intestinal contents, anal and oro-nasal swabs, trachea, lung, intestine, spleen, kidney, brain, liver and heart) of animals (including pigs) should be collected for investigation of new viral isolates.

¹ US NIOSH certified N-95, European CE P2, or comparable national/regional standards applicable to the country of manufacture. Higher level particulate respirators may also be used.

² In the control of the outbreak of avian influenza in the Netherlands in 2003, N95 or equivalent respiratory protection was used

³ For treatment, oseltamivir phosphate (Tamiflu®): 75 mg capsule twice daily, for 5 days.

⁴ All concerned (persons at risk both environmentally and occupationally) should be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine as soon as possible prior to anticipated risk exposure (2 weeks are required to develop preventive immunity by vaccination.). This does not specifically protect against H5N1.

It is important that both the animal/agricultural and the human health sectors work together to improve the implementation of the above measures.

The above measures may be revised if new information on the local situation becomes available.

**高病原性鳥インフルエンザに感染した可能性のある動物の
殺処理に携わる人々の防御に対する WHO 暫定勧告**
(WHO 西太平洋事務局、マニラ、2004 年 1 月 26 日)

鳥インフルエンザは現在アジアにおける家禽の間で蔓延しているきわめて感染力の高い鳥の病気である。感染した家禽やその排泄物ないし（排泄物で汚染された）塵／土に触れることによって人間への感染が生じ得る。この勧告は、人間の感染が現在の家禽における蔓延と関連することが確定したために策定された。この勧告は、新たな情報が入手され次第更新されるものである。

1. 処理と輸送に従事する人には以下の適切な個人防御具を供与すべきである。
 - ・ 上下つなぎの作業服と不浸透性エプロン、または長袖のカフス付医療用ガウンと不浸透性のエプロンの組み合わせによる防護服
 - ・ 消毒済の頑丈な作業用手袋
 - ・ N95 型呼吸器マスクの使用を推奨。N95 型マスクが入手できない場合は、フィットした標準的な医療用マスクを使用すべきである。
 - ・ ゴーグル
 - ・ 消毒可能なゴムまたはポリウレタン製の長靴、もしくは使い捨て防護用靴カバー
 2. 感染した動物と密接に接触したすべての人は、石鹸と水で手を頻繁に洗うべきである。処理や輸送に従事する人は、作業後に手を消毒すべきである。
 3. 殺処理を行う場所では、環境清掃を上記と同一の防御方法によって行うべきである。
 4. 感染した鶏に接触したり、感染が疑われる農場に出入りしたことのある人はすべて、地域の保健当局によって綿密な監視を受けるべきである。
 - ・ 大量殺処理に従事した処理業者や農場作業員における H5N1 擬似呼吸器感染症の治療には、直ちに Oseltamivir を使うことが推奨される。
 - ・ 彼らにはまた、ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザの同時感染を回避し、さらにウイルス遺伝子の再集合が起こる可能性を最小限にするため、現在 WHO が推奨するインフルエンザワクチンを接種すべきである。
 - ・ 鶏の殺処理業者、その処理過程に関わった人、およびその家族は、追加的に健康監視を受けるべきである。これらの人々は、関連する健康上の問題（呼吸器系の症状、インフルエンザ様疾患ないし眼の感染症）のすべてを医療施設に報告すべきである。インフルエンザの重症な合併症に対してリスクの高い人（たとえば免疫不全、60 歳以上、あるいは慢性心・肺疾患）は、鳥インフルエンザの影響を受けた鶏を扱う仕事を避けるべきである。
 5. 感染した動物に接触した労働者や獣医師には血清学的サーベイランスが推奨される。
 6. 指定された検査施設と連携して、動物（ブタを含む）の血液と死後の検体すべて（腸内容物、肛門・口腔鼻腔ぬぐい液、気管、肺、腸管、脾臓、腎臓、脳、肝臓、心臓）を新種ウイルスの分離研究のために収集すべきである。
-
1. 米国 NIOSH 認定の N95、ヨーロッパ CE P2、ないし製造国で適用される同等の国・地域の製造基準を満たすもの。より高い粒子捕集効率のレスピレーター（呼吸保護具）も使用してよい*。
 2. 2003 年のオランダにおける高病原性鳥インフルエンザの集団発生の際には、N95 または同等の呼吸保護具が使用された。
 3. 治療には oseltamivir phosphate (Tamiflu): 75mg capsule twice daily, for 5 days
 4. （環境上および職業上リスクの考えられる）すべての関係者は予期されるリスクを負う前にできるだけ速やかに現在 WHO が推奨のインフルエンザワクチンを接種すべきである。

動物／農業と人間の健康分野の両方が協力して上記の対策の実施向上を図ることが重要である。

以上の対策は、地域での状況について新たな情報が追加されれば改訂されるものである。

（日本医師会国際課仮訳）